

＊

北海道公報

発行 北 海 道

編集 総務部人事局

法制文書課

電話 011-204-5035

FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則.....	(税務課)	48
○北海道核燃料税条例施行規則.....	(税務課)	48
告 示		
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	52
○建設業者に対する監督処分.....	(建設管理課)	52
○宅地建物取引業務の停止処分 (2件)	(建築指導課)	53
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		53
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		54

規	則
北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成25年 8 月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第71号 北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則 北海道核燃料税条例 (平成25年北海道条例第 8 号) の施行期日は、平成25年 9 月 1 日とする。	
北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。 平成25年 8 月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第72号 北海道核燃料税条例施行規則 (趣旨)	
第 1 条 この規則は、北海道核燃料税条例 (平成25年北海道条例第 8 号。以下「条例」とい	

う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(申告書等の様式)

第2条 条例第8条第1項及び第2項に規定する申告書並びに同条第3項に規定する修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。
(申告納付期限の指定申請等)

第3条 条例第8条第1項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第2号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第3号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。
(更正等の通知書)

第4条 地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。
(賦課徴収)

第5条 核燃料税の賦課徴収については、前3条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号)の定めるところによる。この場合において、同規則第6条第1項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第4号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21並びに北海道核燃料税条例 (平成25年北海道条例第 8 号) 第 8 条及び第 9 条」とする。

附 則

1 この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

2 北海道核燃料税条例施行規則 (平成20年北海道規則第84号)は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例 (平成20年北海道条例第 3 号) 附則第4項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

別記第1号様式 (第2条関係)

受付印

核 燃 料 税 申 告 書
修 正 申 告 書

年 月 日	発電用	所 在 地	
		名 称	

		原子炉	代表者氏名	㊞	
		設置者	担当部課名		
北海道知事 様			担当者氏名		
			電 話	(局 番 内 線)	
区 分		課 税 標 準 額 又 は 課税標準たる熱出力		税 率	税 額
申告 納付	申 告 額	価 額 割	円	8.5/100	① 円
		出 力 割	千kw	37,750円	②
		合 計			① + ②
修正 申告 納付	修正申告額	価額割・出力割			③
	既に納付の 確定した額				④
	差引増差額				③ - ④
備考					

※ 処理 事項	発 信 年 月 日		精査検算	摘要
	通信日付印	確 認 印		

注意 1 この申告書（修正申告書）には、価額割に係る申告（修正申告）には
付表1を、出力割に係る申告（修正申告）には付表2を添付して提出し
てください。

2 ※欄は、記載しないでください。

付表1

価額割の課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称					
核燃料の発電用原子炉へ の挿入年月日		年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)			
課 税 対 象 核 燃 料 (新 規 挿 入 分)		課 税 対 象 外 核 燃 料			
核 燃 料 の	核 燃 料 の	課税標準額 (核燃料の	再挿入分の 核燃料の体	既挿入分の 核燃料の体	核 燃 料 の 合 計 体 数

単価	体数	価額)	数	数	
①	②	①×②	③	④	②+③+④
円	体	円			
合 計			体	体	体

注意 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに作成してください。

2 北海道核燃料税条例第3条第2項各号に定める日を確認することので
きる書類の写しを添付してください。

付表2

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称				
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準たる熱出力		千kw	千kw	千kw
課 税 標 準 の 計 算	課税標準の計算 を行う原因	北海道核燃料税 条例第4条第3項 第 号該当	北海道核燃料税 条例第4条第3項 第 号該当	北海道核燃料税 条例第4条第3項 第 号該当
	熱出力 ①	千kw	千kw	千kw
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課 税 標 準 たる	千kw	千kw	千kw

熱出力 ①×②／3			
--------------	--	--	--

- 注意 1 「課税標準たる熱出力」の欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項又は第4項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 2 発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項本文の規定により、熱出力の変更許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 3 「課税標準の計算」の各欄は、北海道核燃料税条例第4条第3項各号に該当する場合に記載してください。
- 4 「熱出力」の欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 5 「課税期間の月数」の欄は、北海道核燃料税条例第5条第4項に規定する月数を記載してください。
- 6 北海道核燃料税条例第4条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉の使用前検査合格年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 7 北海道核燃料税条例第4条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉が電気事業の用に供する発電用の電気工作物ではなくなった日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記第2号様式（第3条関係）

受付印

核燃料税価額割の申告納付期限指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

印

次のとおり申告納付の期限の指定を受けたいので、申請します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日
指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日
申告納付期限の指定を受けようとする理由	

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	通 信 日 付 印	確 認 印	摘 要

注意 ※欄は、記載しないでください。

別記第3号様式（第3条関係）

核燃料税価額割の申告納付期限指定等通知書

年 月 日

所在地
名 称

様

北海道知事 印

年 月 日申請のありました申告納付の期限について、次のとおり

指 定 し た
指定しないこととした
ので、通知します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日

指定した申告納付期限	年 月 日
申告納付期限を 指定しない理由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第4条関係）

（表）

核燃料税 価額割
出力割 更正
決定 通知書兼納付告知書
加算金決定

年 月 日

所在地
名 称 様

北海道知事 印

更 正

次のとおり決定したので、通知します。併せて納付すべき金額を納期限までに
加算金決定

納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令－地方税法第 条、北海道核燃料税
条例第9条）

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉	年 月 日

への挿入年月日	（北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当）		
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区 分	課税標準額又は 課税標準たる熱出力	税 率	税 額
更 正 ・ 決 定 額 ①			円
既に納付の確定した額②			
差引納付すべき税額①－②③			
区 分	算定の基礎税額	割 合	金 額
過 少 申 告 加 算 金 ④	円		円
不 申 告 加 算 金 ⑤			
重 加 算 金 ⑥			
納付すべき金額③＋④＋⑤＋⑥	円	納期限	年 月 日
納 付 場 所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局		

◎裏面の注意事項等をお読みください。

（裏）

- 注意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、差引納付すべき税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

教示									
1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。									
2 この処分について不服がある場合には、1の異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。									
3 この処分については、1の異議申立ての決定を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。									
(1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。									
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。									
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。									
摘要 重加算金の「算定の基礎税額」欄は、差引納付すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。									

告示									
北海道告示第552号									
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。									
平成25年8月23日									
北海道知事 高橋 はるみ									
栗山土地改良区									
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所				
就任	平成25. 8. 9	理事	桂一照	夕張郡栗山町字富士310番地3					
同	同	同	嶋定二	同	栗山町字杵臼642番地				
同	同	同	西岡賢一	同	栗山町字阿野呂519番地				

同	同	同	中島隆昭	同	栗山町字南学田161番地8	
同	同	同	吉井宏治	同	栗山町字共和363番地	
同	同	同	石川巖	同	栗山町字円山40番地7	
同	同	同	山越敏彦	同	栗山町字鳩山47番地	
同	同	監事	小泉弘人	同	栗山町字雨煙別844番地	
同	同	同	鵜川豪紀	同	栗山町字御園733番地1	
同	同	同	藤田透	同	栗山町字桜山4番地1	
退任	同	25. 8. 8	理事	桂一照	同	栗山町字富士310番地3
同	同	同	大井賢治	同	栗山町字御園258番地	
同	同	同	嶋定二	同	栗山町字杵臼642番地	
同	同	同	西岡賢一	同	栗山町字阿野呂519番地	
同	同	同	中島隆昭	同	栗山町字南学田161番地8	
同	同	同	吉井宏治	同	栗山町字共和363番地	
同	同	同	山越敏彦	同	栗山町字鳩山47番地	
同	同	監事	木内達也	同	栗山町字大井分11番地1	
同	同	同	今村誘逸	同	栗山町字中里65番地	
同	同	同	石川巖	同	栗山町字円山40番地7	
当麻土地改良区						
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所	
就任	平成25. 8. 8	理事	菅野光仁	上川郡当麻町中央7区		
同	同	監事	井上与志光	同	当麻町開明2区	

北海道告示第553号	
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。	
平成25年8月23日	
北海道知事 高橋 はるみ	
1 処分をした年月日	平成25年8月9日
2 処分を受けた者	
(1) 商号及び代表者の氏名	株式会社郁栄 東 和宏
(2) 主たる営業所の所在地	札幌市北区北24条西16丁目3番1号
(3) 建設業の許可の番号	（般-24）石第18083号
3 処分の内容	
(1) 営業停止の範囲	業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成25年9月1日から同年9月7日までの7日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。 北海道告示第554号 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。 平成25年8月23日 北海道知事 高橋 はるみ 1 商号又は名称 株式会社ライズホーム 2 代表者氏名 代表取締役 佐藤 昇 3 主たる事務所の所在地 札幌市北区篠路2条3丁目3番14号 4 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第7405号 5 処分年月日 平成25年8月12日 6 業務停止の期間 平成25年8月28日から同年9月26日までの30日間 7 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務 北海道告示第555号 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。 平成25年8月23日 北海道知事 高橋 はるみ 1 商号又は名称 レイモンドシティ株式会社 2 代表者氏名 代表取締役 五十嵐 満 3 主たる事務所の所在地 札幌市厚別区厚別南7丁目8番12号 4 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第7288号 5 処分年月日 平成25年8月12日 6 業務停止の期間 平成25年8月28日から同年9月26日までの30日間 7 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務	なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年8月23日 北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 7台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成25年11月1日から平成30年10月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成25年8月23日（金）から同年9月11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第52号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局第1会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成25年9月19日（木）午前10時（送付による場合は、同月18日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 20台
- イ 予定時期 平成26年1月頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年7月19日付け北海道胆振総合振興局告示第38号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

- 講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
電話番号 0143-24-9565
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of Personal Computer 7 1set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 19, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than September 18, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565

道教育庁教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月23日

北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | | | |
|---|--------|-------------|-------------|
| ア | A重油その1 | （伊達地域） | 126,000リットル |
| イ | A重油その2 | （室蘭C・登別地域） | 130,000リットル |
| ウ | 灯油その1 | （伊達・虻田地域） | 35,000リットル |
| エ | 灯油その2 | （室蘭A地域） | 39,000リットル |
| オ | 灯油その3 | （室蘭B・登別地域） | 56,000リットル |
| カ | 灯油その4 | （苫小牧A・白老地域） | 36,000リットル |

- キ 灯油その5 (苫小牧B地域) 45,000リットル
 ク 灯油その6 (安平・厚真地域) 10,000リットル
 ケ 灯油その7 (むかわ地域) 14,000リットル
 アからケまでについては、それぞれの入札による。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年8月23日から同年9月13日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室A(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時

- ア 1の(1)のアからオまで 平成25年9月25日(水)午前10時
 イ 1の(1)のカからケまで 平成25年9月25日(水)午後1時30分
 (送付による場合は、同月24日(火)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成25年3月15日付け北海道教育庁胆振教育局告示第14号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
 電話番号 0143-24-9610
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A 126,000 liters
 b Fuel oil A 130,000 liters
 c Kerosene 35,000 liters
 d Kerosene 39,000 liters
 e Kerosene 56,000 liters

f Kerosene 36,000 liters

g Kerosene 45,000 liters

h Kerosene 10,000 liters

i Kerosene 14,000 liters

B Bid tendering date and time :

a a ~ e 10 : 00 A.M., September 25, 2013

b f ~ i 1 : 30 P.M., September 25, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 24, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau
of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran,
Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9610
